

| 改 定 | 現 行 | 備 考 |
|---|--|-----|
| <p data-bbox="136 536 920 592">機械・電気設備工事標準仕様書</p> <p data-bbox="286 1050 792 1214">令和6年4月 (令和7年4月一部改定) (令和8年4月一部改定)</p> <p data-bbox="353 1321 707 1369"> 東京都水道局</p> | <p data-bbox="1093 536 1877 592">機械・電気設備工事標準仕様書</p> <p data-bbox="1243 1050 1749 1155">令和6年4月 (令和7年4月一部改定)</p> <p data-bbox="1310 1321 1664 1369"> 東京都水道局</p> | |

| 改定 | 現行 | 備考 |
|---|---|---|
| <p style="text-align: center;">機械・電気設備工事標準仕様書 目次</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 一般事項（現行のとおり）</p> <p>第2節 工事関係図書等</p> <p>1.2.1 設計図書の照査及び事前調査……………1-14</p> <p>1.2.2 実施工程表……………1-14</p> <p>1.2.3 施工計画書……………1-14</p> <p>1.2.4 南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う措置……………1-15</p> <p>1.2.5 承諾図書等……………1-15</p> <p>1.2.6 工事記録、工事報告等……………1-16</p> <p>第3節 工事現場管理（現行のとおり）</p> <p>第4節 安全管理</p> <p>1.4.1 工事中の安全確保……………1-24</p> <p>1.4.2 安全教育……………1-24</p> <p>1.4.3 事故防止……………1-25</p> <p>1.4.4 南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合の措置……………1-26</p> <p>1.4.5 爆発及び火災の防止……………1-26</p> <p>1.4.6 公道での交通安全……………1-27</p> <p>1.4.7 石綿（アスベスト）に係る注意事項……………1-27</p> <p>第5節 環境対策</p> <p>1.5.1 環境保全等……………1-28</p> <p>1.5.2 建設副産物の取扱い……………1-28</p> <p>1.5.3 リサイクル計画……………1-29</p> <p>1.5.4 リサイクル及び適正処理に当たっての注意事項……………1-29</p> <p>1.5.5 リサイクル及び適正処理の実施状況の確認……………1-31</p> <p>1.5.6 発生品の処理……………1-31</p> <p>1.5.7 室内空気汚染対策等……………1-31</p> <p>1.5.8 アイドリングストップの実施……………1-31</p> <p>1.5.9 環境により良い自動車の利用……………1-31</p> <p>1.5.10 排出ガス対策型建設機械（一般工事中用建設機械）……………1-32</p> <p>1.5.11 低騒音型・低振動型建設機械……………1-33</p> <p>1.5.12 建設機械等の燃料……………1-33</p> <p>1.5.13 過積載の防止……………1-34</p> <p>1.5.14 特別品目、特定調達品目、調達推進品目……………1-34</p> <p>第6節 機器及び材料等（現行のとおり）</p> <p>第7節 施工</p> <p>1.7.1 機器及び材料の搬入検査……………1-38</p> <p>1.7.2 監督員による立会い及び検査……………1-38</p> | <p style="text-align: center;">機械・電気設備工事標準仕様書 目次</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 一般事項（略）</p> <p>第2節 工事関係図書等</p> <p>1.2.1 設計図書の照査及び事前調査……………1-14</p> <p>1.2.2 実施工程表……………1-14</p> <p>1.2.3 施工計画書……………1-14</p> <p>1.2.4 警戒宣言に伴う緊急時対策計画書……………1-15</p> <p>1.2.5 承諾図書等……………1-15</p> <p>1.2.6 工事記録、工事報告等……………1-16</p> <p>第3節 工事現場管理（略）</p> <p>第4節 安全管理</p> <p>1.4.1 工事中の安全確保……………1-24</p> <p>1.4.2 安全教育……………1-24</p> <p>1.4.3 事故防止……………1-25</p> <p>1.4.4 地震警戒宣言が発せられた場合の措置……………1-26</p> <p>1.4.5 爆発及び火災の防止……………1-26</p> <p>1.4.6 公道での交通安全……………1-27</p> <p>1.4.7 石綿（アスベスト）に係る注意事項……………1-27</p> <p>第5節 環境対策</p> <p>1.5.1 環境保全等……………1-28</p> <p>1.5.2 建設副産物の取扱い……………1-28</p> <p>1.5.3 リサイクル計画……………1-29</p> <p>1.5.4 リサイクル及び適正処理に当たっての注意事項……………1-29</p> <p>1.5.5 リサイクル及び適正処理の実施状況の確認……………1-30</p> <p>1.5.6 発生品の処理……………1-31</p> <p>1.5.7 室内空気汚染対策等……………1-31</p> <p>1.5.8 アイドリングストップの実施……………1-31</p> <p>1.5.9 環境により良い自動車の利用……………1-31</p> <p>1.5.10 排出ガス対策型建設機械（一般工事中用建設機械）……………1-31</p> <p>1.5.11 低騒音型・低振動型建設機械……………1-32</p> <p>1.5.12 建設機械等の燃料……………1-33</p> <p>1.5.13 過積載の防止……………1-33</p> <p>1.5.14 特別品目、特定調達品目、調達推進品目……………1-34</p> <p>第6節 機器及び材料等（略）</p> <p>第7節 施工</p> <p>1.7.1 機器及び材料の搬入検査……………1-38</p> <p>1.7.2 監督員による立会い及び検査……………1-38</p> | <p></p> <p>文言の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>ページ番号の修正</p> |

| 改 定 | | 現 行 | | 備 考 | |
|------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------|--|
| 1.7.3 | 機器及び材料の保管……………1-38 | 1.7.3 | 機器及び材料の保管……………1-38 | 文言の修正 | |
| 1.7.4 | 有資格者の配置……………1-38 | 1.7.4 | 有資格者の配置……………1-38 | | |
| 1.7.5 | 技能士……………1-39 | 1.7.5 | 技能士……………1-39 | | |
| 1.7.6 | 電気保安技術者……………1-39 | 1.7.6 | 電気保安技術者……………1-39 | | |
| 1.7.7 | 制御システム工事におけるサイバーセキュリティ……………1-39 | 1.7.7 | 制御システム工事における情報セキュリティ……………1-39 | | |
| 1.7.7.1 | 用語の定義……………1-39 | 1.7.7.1 | 用語の定義……………1-39 | | |
| 1.7.7.2 | 制御システム工事の推進体制……………1-39 | 1.7.7.2 | 制御システム工事の推進体制……………1-39 | | |
| 1.7.7.3 | 工事従事者への遵守事項の周知……………1-40 | 1.7.7.3 | 工事従事者への遵守事項の周知……………1-40 | | |
| 1.7.7.4 | 秘密の保持……………1-40 | 1.7.7.4 | 秘密の保持……………1-40 | | |
| 1.7.7.5 | 複写及び複製の禁止……………1-40 | 1.7.7.5 | 複写及び複製の禁止……………1-40 | | |
| 1.7.7.6 | セキュリティ管理……………1-40 | 1.7.7.6 | セキュリティ管理……………1-40 | | |
| 1.7.7.7 | 当局施設内での制御システム工事……………1-42 | 1.7.7.7 | 当局施設内での制御システム工事……………1-42 | | |
| 1.7.7.8 | 下請負の取扱い……………1-42 | 1.7.7.8 | 下請負の取扱い……………1-42 | | |
| 1.7.7.9 | 実地調査及び指示等……………1-43 | 1.7.7.9 | 実地調査及び指示等……………1-43 | | |
| 1.7.7.10 | 情報の保管、管理等に対する義務違反……………1-43 | 1.7.7.10 | 情報の保管、管理等に対する義務違反……………1-43 | | |
| 第8節 試験及び試運転等 から 第10節 工事の完了（現行のとおり） | | 第8節 試験及び試運転等 から 第10節 工事の完了（略） | | | |
| 第2章 施 工 一 般（現行のとおり） | | 第2章 施 工 一 般（略） | | | |
| 第3章 機 械 設 備 工 事（現行のとおり） | | 第3章 機 械 設 備 工 事（略） | | | |
| 第4章 電 気 設 備 工 事（現行のとおり） | | 第4章 電 気 設 備 工 事（略） | | | |

| 改 定 | 現 行 | 備 考 |
|---|--|-----|
| <p data-bbox="335 1031 1065 1108">第1章 総 則</p> | <p data-bbox="1534 1031 2264 1108">第1章 総 則</p> | |

| 改 定 | 現 行 | 備 考 |
|---|---|---------------------------|
| <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 一般事項</p> <p>1. 1. 1 適用範囲</p> <p>(1) この標準仕様書は、東京都水道局（以下「当局」という。）が施行する工事のうち、契約書及び約款（以下「契約書」という。）において工事標準仕様書に従うとされた、水道事業の用に供するための次の機械設備工事及び電気設備工事に適用する。</p> <p>ア 機械設備工事</p> <p>(ア) 主ポンプ設備</p> <p>(イ) 取水・貯水・導水施設機械設備（取水堰・取水塔・取水門設備、沈砂池設備、水質保全設備、井戸設備等）</p> <p>(ウ) 浄水施設機械設備（凝集池・沈殿池設備、急速ろ過池・緩速ろ過池設備、膜ろ過設備、エアレーション設備、粉末活性炭吸着設備、粒状活性炭吸着設備、オゾン処理設備、生物処理設備、除鉄・除マンガン設備、生物除去設備、海水淡水化設備、薬品等注入設備、消毒設備、採水設備等）</p> <p>(エ) 排水処理施設機械設備（洗浄排水池設備、排泥池設備、濃縮槽設備、天日乾燥床設備、脱水機設備、ケーキヤード設備等）</p> <p>(オ) 送配水施設機械設備（震災対策用貯水設備、立坑設備、電動弁設備等）</p> <p>(カ) その他（ア）から（オ）までの附属設備に関わるもの</p> <p>イ 電気設備工事</p> <p>(ア) 電力・特殊電源設備（他の水道用設備に電気を供給するためのものに限る。） 受電・変電・配電設備、動力制御設備、無停電電源設備、直流電源設備、自家発電設備等</p> <p>(イ) 運転操作設備（現場監視操作・制御設備、機側操作設備等）</p> <p>(ウ) 情報伝送設備（遠方監視制御設備、テレメータ・テレコントロール設備等）</p> <p>(エ) 中央監視操作設備（中央監視操作設備、施設情報管理・帳票作成用計算機設備、系統監視・水運用管理設備等）</p> <p>(オ) 計装設備（水位・流量・水圧計測設備、水質計装設備、管路用計装設備等）</p> <p>(カ) 情報表示・警報設備（ITV設備、貯水池放流警報設備等）</p> <p>(キ) 送配水用電気設備（立坑設備、電食防止設備等）</p> <p>(ク) その他（ア）から（キ）までの附属設備に関わるもの</p> <p>(2) この標準仕様書に規定する事項は、別に定めがある場合を除き、受注者がその責任において履行する。</p> <p>(3) 契約書及び設計図書は、相互に補完するものとし、いずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。</p> <p>(4) 設計図書間に相違がある場合は、優先順位を次のアからカまでの順番のとおりとし、これにより難しい場合は、「1.1.7 疑義に対する協議等」による。</p> <p>ア イからカまでに対する質問回答書</p> <p>イ 現場説明書</p> <p>ウ 特記仕様書</p> <p>エ 図面</p> <p>オ 標準仕様書</p> <p>カ 設計工事数量表</p> <p>(5) 設計図書に示されていない事項であっても、施工上必要がある仮設及び安全対策は実施する。</p> <p>1. 1. 2 から 1. 1. 22 まで（現行のとおり）</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 一般事項</p> <p>1. 1. 1 適用範囲</p> <p>(1) この標準仕様書は、東京都水道局（以下「当局」という。）が施行する工事のうち、契約書及び約款（以下「契約書」という。）において工事標準仕様書に従うとされた、水道事業の用に供するための次の機械設備工事及び電気設備工事に適用する。</p> <p>ア 機械設備工事</p> <p>(ア) 主ポンプ設備</p> <p>(イ) 取水・貯水・導水施設機械設備（取水堰・取水塔・取水門設備、沈砂池設備、水質保全設備、井戸設備等）</p> <p>(ウ) 浄水施設機械設備（凝集池・沈殿池設備、急速ろ過池・緩速ろ過池設備、膜ろ過設備、エアレーション設備、粉末活性炭吸着設備、粒状活性炭吸着設備、オゾン処理設備、生物処理設備、除鉄・除マンガン設備、生物除去設備、海水淡水化設備、薬品等注入設備、消毒設備、採水設備等）</p> <p>(エ) 排水処理施設機械設備（洗浄排水池設備、排泥池設備、濃縮槽設備、天日乾燥床設備、脱水機設備、ケーキヤード設備等）</p> <p>(オ) 送配水施設機械設備（震災対策用貯水設備、立坑設備、電動弁設備等）</p> <p>(カ) その他（ア）から（オ）までの附属設備に関わるもの</p> <p>イ 電気設備工事</p> <p>(ア) 電力・特殊電源設備（他の水道用設備に電気を供給するためのものに限る。） 受電・変電・配電設備、動力制御設備、無停電電源設備、直流電源設備、自家発電設備等</p> <p>(イ) 運転操作設備（現場監視操作・制御設備、機側操作設備等）</p> <p>(ウ) 情報伝送設備（遠方監視制御設備、テレメータ・テレコントロール設備等）</p> <p>(エ) 中央監視操作設備（中央監視操作設備、施設情報管理・帳票作成用計算機設備、系統監視・水運用管理設備等）</p> <p>(オ) 計装設備（水位・流量・水圧計測設備、水質計装設備、管路用計装設備等）</p> <p>(カ) 情報表示・警報設備（ITV設備、貯水池放流警報設備等）</p> <p>(キ) 送配水用電気設備（立坑設備、電食防止設備等）</p> <p>(ク) その他（ア）から（キ）までの附属設備に関わるもの</p> <p>(2) この標準仕様書に規定する事項は、別に定めがある場合を除き、受注者がその責任において履行する。</p> <p>(3) 契約書及び設計図書は、相互に補完するものとし、いずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。</p> <p>(4) 設計図書間に相違がある場合は、優先順位を次のアからオまでの順番のとおりとし、これにより難しい場合は、「1.1.7 疑義に対する協議等」による。</p> <p>ア イからオまでに対する質問回答書</p> <p>イ 現場説明書</p> <p>ウ 特記仕様書</p> <p>エ 図面</p> <p>オ 標準仕様書</p> <p>(5) 設計図書に示されていない事項であっても、施工上必要がある仮設及び安全対策は実施する。</p> <p>1. 1. 2 から 1. 1. 22 まで（略）</p> | <p>文言の修正</p> <p>文言の追記</p> |

第1章 総則（令和8年4月一部改定）

| 改 定 | 現 行 | 備 考 |
|--|---|--|
| <p>1. 1. 23 保険の加入及び事故の補償</p> <p>(1) 受注者等は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入する。</p> <p>(2) 受注者等は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡その他の事故に対して責任をもって適正な補償をする。</p> <p>(3) 受注者等は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事着手後1か月以内（電子申請方式による場合は原則40日以内）に発注者に提出すること。 なお、収納書の提出ができない特別な理由がある場合は、記載例集の例に従い理由を明らかにする。</p> <p>(4) 受注者等は、工事完了時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示しなければならない。 なお、掛金充当実績総括表の確認に際し、監督員から請求があった場合は、速やかに就労状況報告書や工事別共済証紙受払簿（電子申請方式の場合は掛金充当書（工事別））等を提示しなければならない。</p> <p>(5) 受注者等は、「労災保険関係成立票」及び「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げる。</p> <p>(6) 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。 なお、法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。</p> <p>1. 1. 24 から 1. 1. 26 （現行のとおり）</p> <p>第2節 工事関係図書等</p> <p>1. 2. 1 から 1. 2. 3 （現行のとおり）</p> <p>1. 2. 4 南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う措置 受注者は、工事着手に先立ち、「南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う緊急時対策計画」（以下、「緊急時対策計画」という。）を施工計画書に記載し、監督員に提出する。 また、南海トラフ地震臨時情報が発表された際は、直ちに工事を中止し、緊急時対策計画に従い、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>1. 2. 5 から 1. 2. 6 （現行のとおり）</p> | <p>1. 1. 23 保険の加入及び事故の補償</p> <p>(1) 受注者等は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入する。</p> <p>(2) 受注者等は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡その他の事故に対して責任をもって適正な補償をする。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度の適用及び運用は、受注者の負担と責任において行う。</p> <p>(4) 受注者等は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事着手後1か月以内（電子申請方式による場合は原則40日以内）に発注者に提出すること。 なお、収納書の提出ができない特別な理由がある場合は、記載例集の例に従い理由を明らかにする。</p> <p>(5) 受注者等は、発注者から共済証紙の受払状況を把握するための請求があった場合は、速やかに共済証紙の受払簿（電子申請方式による場合は掛金充当書（工事別））その他関係資料を提出しなければならない。</p> <p>(6) 受注者等は、「労災保険関係成立票」及び「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げる。</p> <p>(7) 受注者は、工事着手後速やかに「労災保険加入証明願」を所轄の労働局又は労働基準監督署へ提出し、確認を受けた後、発注者へ提出すること。 また、受注者は、法定外の労災保険を付さなければならない。その際、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。 なお、法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。</p> <p>1. 1. 24 から 1. 1. 26 （略）</p> <p>第2節 工事関係図書等</p> <p>1. 2. 1 から 1. 2. 3 （略）</p> <p>1. 2. 4 警戒宣言に伴う緊急時対策計画 国道、都道等の公道上で施工する場合は、監督員の指示により、地震警戒宣言が発せられた場合の対応策等をあらかじめ定める「警戒宣言に伴う緊急時対策計画」を作成し、施工計画書に記載する。</p> <p>1. 2. 5 から 1. 2. 6 （略）</p> | <p>東京都工事標準仕様書の改定内容を踏まえて、加筆・修正</p> <p>「地震警戒宣言」から「南海トラフ地震臨時情報」に移行のため修正</p> |

| 改定 | 現行 | 備考 |
|--|---|---|
| <p>第3節 工事現場管理</p> <p>1. 3. 1 から 1. 3. 2 （現行のとおり）</p> <p>1. 3. 3 監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者</p> <p>(1) 監理技術者、監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者）又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）には、適切な資格、経験、技術力等を有し、その職務を誠実に履行する者を配置する。</p> <p>(2) 監理技術者等は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（工事希望締切日において3か月以上の雇用関係）を有する者とする。</p> <p>(3) 受注者等は、建設業法に定める監理技術者等についての資格を証明する資料を、監督員に提出する。</p> <p>ただし、監理技術者は、原則として監理技術者資格者証（監理技術者講習修了履歴）の実物を監督員に掲示し、確認を受けることで資格を証明する資料の提出は不要とする。</p> <p>(4) 監理技術者等は、監督員等が常に確認しやすいように腕章を着用する。</p> <p>(5) 監理技術者は、監理技術者資格者証（監理技術者講習修了履歴）を常時携帯し、発注者等から請求があった場合には、これを提示すること。</p> <p>(6) 監理技術者等の交代については、東京都水道局工事施行適正化推進要綱（東京都水道局）による。</p> <p>(7) 契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、機器・材料等の搬入、仮設工事等が開始されるまでの期間）については、監理技術者等の工事現場への専任を要しない。</p> <p>なお、現場施工に着手する日については、契約締結後、監督員と協議による。</p> <p>(8) 工事完了後、検査が終了し（当局の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、監理技術者等の工事現場への専任を要しない。</p> <p>1. 3. 4 から 1. 3. 7 （現行のとおり）</p> <p>1. 3. 8 衛生管理</p> <p>(1) 水道施設での施工に当たっては、水道法（昭和32年法律第177号）その他関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意する。</p> <p>(2) 水道法第21条、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第16条及び「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付厚生労働省健康局水道課長通知）の規定に基づき、受注者は、作業従事者の健康診断（細菌検査）について、次のとおり、受検させる。</p> <p>ア 検査対象者</p> <p>稼働中の水道施設で6か月以上継続して現場作業に従事する者、直接水に触れる作業をする者及び当局が特に指定する者</p> <p>イ 検査する病原体</p> <p>赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ及び腸管出血性大腸菌感染症（0-157を含む。）の病原体の保有の有無について検査する。ただし、コレラ、急性灰白髄炎（ポリオ）、A型肝炎、E型肝炎、アメーバ赤痢、クリプトスポリジウム症、泉熱、感染性胃腸炎等の感染症（病原体がし尿に排出されるものに限る。）が流行した場合又はこれらの病原体を保有する疑いのある者がいる場合は、監督員の指示によりこれらの病原体についても検査する。</p> <p>ウ 健康診断（細菌検査）対象作業従事者一覧の提出</p> <p>1.3.8(2)アに該当する作業従事者については、作業従事者健康診断書と健康診断（細菌検査）対象作業従事者一覧を監督員に提出する。</p> <p>なお、検査対象者を追加する場合は、速やかに監督員に提出する。</p> <p>エ 検査の実施時期</p> <p>現場作業を開始する直前に第1回目を行い、その後はおおむね6か月ごとに行う。ただし、イに掲げる感染症が流行し、又は病原体の保有の疑いがある者がいる場合は、監督員の指示により随時行う。</p> | <p>第3節 工事現場管理</p> <p>1. 3. 1 から 1. 3. 2 （略）</p> <p>1. 3. 3 監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者</p> <p>(1) 監理技術者（特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定を受ける監理技術者）を含む）、監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者）又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）には、適切な資格、経験、技術力等を有し、その職務を誠実に履行する者を配置する。</p> <p>(2) 監理技術者等は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（工事希望締切日において3か月以上の雇用関係）を有する者とする。</p> <p>(3) 受注者等は、建設業法に定める監理技術者等についての資格を証明する資料を、監督員に提出する。</p> <p>ただし、監理技術者は、原則として監理技術者資格者証（監理技術者講習修了履歴）の実物を監督員に掲示し、確認を受けることで資格を証明する資料の提出は不要とする。</p> <p>(4) 監理技術者等は、監督員等が常に確認しやすいように腕章を着用する。</p> <p>(5) 監理技術者は、監理技術者資格者証（監理技術者講習修了履歴）を常時携帯し、発注者等から請求があった場合には、これを提示すること。</p> <p>(6) 監理技術者等の交代については、東京都水道局工事施行適正化推進要綱（東京都水道局）による。</p> <p>(7) 契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、機器・材料等の搬入、仮設工事等が開始されるまでの期間）については、監理技術者等の工事現場への専任を要しない。</p> <p>なお、現場施工に着手する日については、契約締結後、監督員と協議による。</p> <p>(8) 工事完了後、検査が終了し（当局の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、監理技術者等の工事現場への専任を要しない。</p> <p>1. 3. 4 から 1. 3. 7 （略）</p> <p>1. 3. 8 衛生管理</p> <p>(1) 水道施設での施工に当たっては、水道法（昭和32年法律第177号）その他関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意する。</p> <p>(2) 水道法第21条、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第16条及び「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付厚生労働省健康局水道課長通知）の規定に基づき、受注者は、作業従事者の健康診断（細菌検査）について、次のとおり、受検させる。</p> <p>ア 検査対象者</p> <p>稼働中の水道施設で6か月以上継続して現場作業に従事する者、直接水に触れる作業をする者及び当局が特に指定する者</p> <p>イ 検査する病原体</p> <p>赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ及び腸管出血性大腸菌感染症（0-157を含む。）の病原体の保有の有無について検査する。ただし、コレラ、急性灰白髄炎（ポリオ）、A型肝炎、E型肝炎、アメーバ赤痢、クリプトスポリジウム症、泉熱、感染性胃腸炎等の感染症（病原体がし尿に排出されるものに限る。）が流行した場合又はこれらの病原体を保有する疑いのある者がいる場合は、監督員の指示によりこれらの病原体についても検査する。</p> <p>ウ 健康診断（細菌検査）対象作業従事者一覧の提出</p> <p>1.3.8(2)アに該当する作業従事者については、作業従事者健康診断書の提出前に健康診断（細菌検査）対象作業従事者一覧を監督員に提出する。</p> <p>なお、検査対象者を追加する場合は、速やかに監督員に提出する。</p> <p>エ 検査の実施時期</p> <p>現場作業を開始する直前に第1回目を行い、その後はおおむね6か月ごとに行う。ただし、イに掲げる感染症が流行し、又は病原体の保有の疑いがある者がいる場合は、監督員の指示により随時行う。</p> | <p>「東京都工事施行適正化推進要綱の解説」の改正に伴い、特例監理技術者の記載を削除</p> <p>文言の修正</p> |

| 改 定 | 現 行 | 備 考 |
|--|--|------------------------------------|
| <p>なお、契約締結後、直ちに現場作業が開始される工事で、現場作業開始前に検査が実施できない場合は、監督員に報告し、その指示に従う。</p> <p>オ 検査結果の提出 検査結果は、現場代理人等を通じて、速やかに監督員に提出する。</p> <p>(3) 水道法施行規則第16条第4項の規定により同条第1項の健康診断に相当する健康診断（以下「受注者実施健康診断」という。）については、同条第1項の健康診断と見なすものとする。</p> <p>この場合、(2)の検査を受検させる前に、受注者実施健康診断の検査結果を監督員に提出することで、(2)の検査の受検を要しない。</p> <p>(4) 次の者を稼働中の水道施設で作業させてはならない。</p> <p>ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づいて就業を制限される者</p> <p>イ アに掲げる法律で病原体に汚染された場所の消毒が必要となる感染症の患者及び無症状病原体保有者（アに該当する者を除く。）</p> <p>ウ アに掲げる法律に定める感染症のうち、病原体がし尿に排出されるクリプトスポリジウム症等の患者及び無症状病原体保有者（ア又はイに該当する者を除く。）</p> <p>(5) 前項に掲げる者に該当する疑いのある者及び(2)の検査で病原体の保有が確認された者（前項に該当する者は除く。）については、監督員と協議し、必要により稼働中の水道施設での作業の範囲を制限する。</p> <p>1. 3. 9 から 1. 3. 19 （現行のとおり）</p> <p>第4節 安全管理</p> <p>1. 4. 1 から 1. 4. 3 （現行のとおり）</p> <p>1. 4. 4 南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合の措置 南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合は、次の対応策を講じる。ただし、「1.2.4 南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う措置」により、「南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う緊急時対策計画」を作成している場合は、それに基づいて措置を講じる。</p> <p>(1) 直ちに工事を中止し、緊急保安体制に基づいて関係者に通知する。</p> <p>(2) 監督員と協議の上、工事現場の保安点検を行い、必要な安全強化措置を施す。</p> <p>1. 4. 5 から 1. 4. 7 （現行のとおり）</p> | <p>なお、契約締結後、直ちに現場作業が開始される工事で、現場作業開始前に検査が実施できない場合は、監督員に報告し、その指示に従う。</p> <p>オ 検査結果の提出 検査結果は、現場代理人等を通じて、速やかに監督員に提出する。</p> <p>(3) 水道法施行規則第16条第4項の規定により同条第1項の健康診断に相当する健康診断（以下「受注者実施健康診断」という。）については、同条第1項の健康診断と見なすものとする。</p> <p>この場合、(2)の検査を受検させる前に、受注者実施健康診断の検査結果を監督員に提出することで、(2)の検査の受検を要しない。</p> <p>(4) 次の者を稼働中の水道施設で作業させてはならない。</p> <p>ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づいて就業を制限される者</p> <p>イ アに掲げる法律で病原体に汚染された場所の消毒が必要となる感染症の患者及び無症状病原体保有者（アに該当する者を除く。）</p> <p>ウ アに掲げる法律に定める感染症のうち、病原体がし尿に排出されるクリプトスポリジウム症等の患者及び無症状病原体保有者（ア又はイに該当する者を除く。）</p> <p>(5) 前項に掲げる者に該当する疑いのある者及び(2)の検査で病原体の保有が確認された者（前項に該当する者は除く。）については、監督員と協議し、必要により稼働中の水道施設での作業の範囲を制限する。</p> <p>1. 3. 9 から 1. 3. 19 （略）</p> <p>第4節 安全管理</p> <p>1. 4. 1 から 1. 4. 3 （略）</p> <p>1. 4. 4 地震警戒宣言が発せられた場合の措置 地震警戒宣言が発せられた場合は、次の対応策を講じる。ただし、「1.2.4 警戒宣言に伴う緊急時対策計画」により、「警戒宣言に伴う緊急時対策計画」を作成している場合は、それに基づいて措置を講じる。</p> <p>(1) 直ちに工事を中止し、緊急保安体制に基づいて関係者に通知する。</p> <p>(2) 監督員と協議の上、工事現場の保安点検を行い、必要な安全強化措置を施す。</p> <p>1. 4. 5 から 1. 4. 7 （略）</p> | <p>地震警戒宣言から南海トラフ地震臨時情報へ移行のため修正</p> |

| 改定 | 現行 | 備考 |
|--|--|-----------------------------------|
| <p>第5節 環境対策</p> <p>1. 5. 1 （現行のとおり）</p> <p>1. 5. 2 建設副産物の取扱い</p> <p>(1) 建設副産物とは、工事に伴い副次的に得られた物品をいい、次のものから成る。</p> <p>ア 有価物（金属くず等で有償売却が可能なもの）</p> <p>イ 建設発生土</p> <p>ウ 建設廃棄物</p> <p>（ア）一般廃棄物（生ゴミ等）</p> <p>（イ）特別管理産業廃棄物（廃石綿、廃PCBその他の有害又は危険なもの）</p> <p>（ウ）その他の産業廃棄物</p> <p>(2) 建設副産物の処理に当たっては、次の法令等に基づき、発生抑制、分別解体等、再使用、再生利用、再資源化等及び適正処理に努める。</p> <p>なお、クは東京都都市整備局のホームページ（https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/ryokuchi_keikan/shoshigen/recy/）から入手可能である。</p> <p>ア 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）</p> <p>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>ウ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</p> <p>エ 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日付国官総第122号、国総事第21号、国総建第137号通達）</p> <p>オ 建設廃棄物処理指針（平成22年度版）（平成23年3月30日付環産第110329004号通達）</p> <p>カ 東京都における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針（平成16年6月1日付東京都公告）</p> <p>キ 東京都建設リサイクル推進行動計画（東京都）</p> <p>ク 東京都建設リサイクルガイドライン（東京都）</p> <p>ケ 東京都建設泥土リサイクル指針（東京都）</p> <p>(3) 全ての建設副産物は、受注者等が自らの責任において適正に処理する。</p> <p>(4) 産業廃棄物の処理は、受注者が排出事業者として責任をもって行う。</p> <p>(5) 建設副産物は分別し、次の各号に従って適正に処理する。</p> <p>なお、設計図書で定められた以外に、建設副産物の再使用、再生利用、再資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督員と協議する。</p> <p>ア 分別は、原則として工事現場で行う。</p> <p>イ 現場において再使用又は再生利用を図るもの及び再資源化を図るものは、特記による。</p> <p>ウ 当局に引渡しを要するとされたものは、監督員の指示を受けた場所に整理し、監督員の確認を受けた上で当局に引き渡す。</p> <p>エ 建設発生土及び特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材並びにアスファルト・コンクリート）は、原則として再使用、再生利用及び再資源化を図るものとし、詳細は特記による。</p> <p>オ 硬質塩化ビニル製の配管及び配管継手、密閉型蓄電池等で、製造者等による自主回収及び再資源化が図られているものは、制度を活用した処理に努める。</p> <p>カ 特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、特記による。</p> <p>キ 一般廃棄物の処理に当たっては、当該工事現場のある区市町村の指示に従う。</p> <p>ク 前各号に該当しないものは、(2)により適正に処理する。</p> <p>1. 5. 3 （現行のとおり）</p> <p>1. 5. 4 リサイクル及び適正処理に当たっての注意事項</p> <p>(1) 建設副産物の処理を適切に行うため、当局、下請負者、機器・材料納入業者、処理業者等との間に協力体制を整備し、円滑に運営する。</p> <p>(2) 作業員、関係者等に建設副産物の性状、取扱い方法等を周知徹底させるための教育、啓発等を行う。</p> | <p>第5節 環境対策</p> <p>1. 5. 1 （略）</p> <p>1. 5. 2 建設副産物の取扱い</p> <p>(1) 建設副産物とは、工事に伴い副次的に得られた物品をいい、次のものから成る。</p> <p>ア 有価物（金属くず等で有償売却が可能なもの）</p> <p>イ 建設発生土</p> <p>ウ 建設廃棄物</p> <p>（ア）一般廃棄物（生ゴミ等）</p> <p>（イ）特別管理産業廃棄物（廃石綿、廃PCBその他の有害又は危険なもの）</p> <p>（ウ）その他の産業廃棄物</p> <p>(2) 建設副産物の処理に当たっては、次の法令等に基づき、発生抑制、分別解体等、再使用、再生利用、再資源化等及び適正処理に努める。</p> <p>なお、クは東京都都市整備局のホームページ（http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/）から入手可能である。</p> <p>ア 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）</p> <p>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>ウ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</p> <p>エ 建設副産物適正処理推進要綱（平成10年1月12日付建設事務次官通達）</p> <p>オ 建設廃棄物処理指針（平成13年6月1日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）</p> <p>カ 東京都における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針（平成16年6月1日付東京都公告）</p> <p>キ 東京都建設リサイクル推進行動計画（東京都）</p> <p>ク 東京都建設リサイクルガイドライン（東京都）</p> <p>ケ 東京都建設泥土リサイクル指針（東京都）</p> <p>(3) 全ての建設副産物は、受注者等が自らの責任において適正に処理する。</p> <p>(4) 産業廃棄物の処理は、受注者が排出事業者として責任をもって行う。</p> <p>(5) 建設副産物は分別し、次の各号に従って適正に処理する。</p> <p>なお、設計図書で定められた以外に、建設副産物の再使用、再生利用、再資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督員と協議する。</p> <p>ア 分別は、原則として工事現場で行う。</p> <p>イ 現場において再使用又は再生利用を図るもの及び再資源化を図るものは、特記による。</p> <p>ウ 当局に引渡しを要するとされたものは、監督員の指示を受けた場所に整理し、監督員の確認を受けた上で当局に引き渡す。</p> <p>エ 建設発生土及び特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材並びにアスファルト・コンクリート）は、原則として再使用、再生利用及び再資源化を図るものとし、詳細は特記による。</p> <p>オ 硬質塩化ビニル製の配管及び配管継手、密閉型蓄電池等で、製造者等による自主回収及び再資源化が図られているものは、制度を活用した処理に努める。</p> <p>カ 特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、特記による。</p> <p>キ 一般廃棄物の処理に当たっては、当該工事現場のある区市町村の指示に従う。</p> <p>ク 前各号に該当しないものは、(2)により適正に処理する。</p> <p>1. 5. 3 （略）</p> <p>1. 5. 4 リサイクル及び適正処理に当たっての注意事項</p> <p>(1) 建設副産物の処理を適切に行うため、当局、下請負者、機器・材料納入業者、処理業者等との間に協力体制を整備し、円滑に運営する。</p> <p>(2) 作業員、関係者等に建設副産物の性状、取扱い方法等を周知徹底させるための教育、啓発等を行う。</p> | <p>URL の修正</p> <p>適用年版を最新版に更新</p> |

第1章 総則（令和8年4月一部改定）

| 改定 | 現行 | 備考 |
|---|--|-------------------------------|
| <p>(3) 建設副産物を工事現場に仮置きする場合は、工事件名、工期、受注者名、責任者氏名、建設副産物の種類、数量その他の必要な事項を掲示し、適切な管理を行う。</p> <p>(4) 建設廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、次の事項に注意して適正に行う。</p> <p>ア 収集運搬事業者又は処分業者であって、委託しようとする処理が事業の範囲に含まれている者であることを確認した上で委託する。</p> <p>イ 収集運搬事業者及び処分業者とそれぞれ書面により委託契約する。</p> <p>ウ 委託した建設廃棄物について発生から再資源化又は最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に処理されるよう必要な措置を講ずる。</p> <p>エ 産業廃棄物を収集又は運搬する車両について、車体の外側に次の（ア）から（ウ）までに掲げる事項が表示されており、かつ、車内に運搬中の産業廃棄物に関する書類が備え付けられていることを、適宜確認する。</p> <p>（ア）産業廃棄物収集運搬車であること。</p> <p>（イ）業者名</p> <p>（ウ）許可番号</p> <p>オ 受注者等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、建設廃棄物の種類ごと及び運搬先ごとに産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を作成し、建設廃棄物を引き渡す際に交付するか、又は電子マニフェスト（（公財）日本産業廃棄物処理振興センターと排出事業者、収集運搬業者及び処分業者が通信ネットワークを使用して、排出事業者が委託した産業廃棄物の流れを監理する仕組み）を使用して、廃棄物処理の状況を確認し、適正に処理が行われるものとする。</p> <p>カ 建設廃棄物を搬出する場合において、マニフェストの交付又は電子マニフェストへの登録を行う必要のない場合には、リサイクル伝票及びリサイクル証明書により適正処理の確認を行う。</p> <p>（ア）リサイクル伝票による適正処理</p> <p>再生利用認定制度や個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等が対象となる場合には、リサイクル伝票（搬出数量が確認できるもの）により適正処理の確認を行う。その様式については、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。</p> <p>（イ）リサイクル証明書による適正処理</p> <p>建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として利用する場合や高炉還元等を行う場合には、リサイクル証明書により適正処理の確認を行う。その様式についてはセメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行した証明書（写しでもよい。）による。</p> <p>キ 産業廃棄物の処理が法令に定める所定の期日までに確認できない場合は、処理状況の確認等の必要な対応を行う。</p> <p>(5) 特別管理産業廃棄物の処理に当たっては、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置するとともに、帳簿を作成し、保存する。</p> <p>(6) 有価物の有償売却に当たっては、計量伝票等により、建設発生土の再使用又は再利用に当たっては、リサイクル証明書、土砂伝票（土砂搬入管理券等の発生側の運搬証明）、土砂搬入確認書（受入側の受入証明）等により、適正な処理が図られていることを確認する。</p> <p>(7) 受領書の交付</p> <p>受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>(8) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等</p> <p>受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の現状状況や、搬出先が「宅地造成及び特定盛土等規制法」の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。</p> <p>また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>(9) 建設発生土の運搬を行う者に対する通知</p> <p>受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進</p> | <p>(3) 建設副産物を工事現場に仮置きする場合は、工事件名、工期、受注者名、責任者氏名、建設副産物の種類、数量その他の必要な事項を掲示し、適切な管理を行う。</p> <p>(4) 建設廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、次の事項に注意して適正に行う。</p> <p>ア 収集運搬事業者又は処分業者であって、委託しようとする処理が事業の範囲に含まれている者であることを確認した上で委託する。</p> <p>イ 収集運搬事業者及び処分業者とそれぞれ書面により委託契約する。</p> <p>ウ 委託した建設廃棄物について発生から再資源化又は最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に処理されるよう必要な措置を講ずる。</p> <p>エ 産業廃棄物を収集又は運搬する車両について、車体の外側に次の（ア）から（ウ）までに掲げる事項が表示されており、かつ、車内に運搬中の産業廃棄物に関する書類が備え付けられていることを、適宜確認する。</p> <p>（ア）産業廃棄物収集運搬車であること。</p> <p>（イ）業者名</p> <p>（ウ）許可番号</p> <p>オ 受注者等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、建設廃棄物の種類ごと及び運搬先ごとに産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を作成し、建設廃棄物を引き渡す際に交付するか、又は電子マニフェスト（（公財）日本産業廃棄物処理振興センターと排出事業者、収集運搬業者及び処分業者が通信ネットワークを使用して、排出事業者が委託した産業廃棄物の流れを監理する仕組み）を使用して、廃棄物処理の状況を確認し、適正に処理が行われるものとする。</p> <p>カ 建設廃棄物を搬出する場合において、マニフェストの交付又は電子マニフェストへの登録を行う必要のない場合には、リサイクル伝票及びリサイクル証明書により適正処理の確認を行う。</p> <p>（ア）リサイクル伝票による適正処理</p> <p>再生利用認定制度や個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等が対象となる場合には、リサイクル伝票（搬出数量が確認できるもの）により適正処理の確認を行う。その様式については、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。</p> <p>（イ）リサイクル証明書による適正処理</p> <p>建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として利用する場合や高炉還元等を行う場合には、リサイクル証明書により適正処理の確認を行う。その様式についてはセメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行した証明書（写しでもよい。）による。</p> <p>キ 産業廃棄物の処理が法令に定める所定の期日までに確認できない場合は、処理状況の確認等の必要な対応を行う。</p> <p>(5) 特別管理産業廃棄物の処理に当たっては、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置するとともに、帳簿を作成し、保存する。</p> <p>(6) 有価物の有償売却に当たっては、計量伝票等により、建設発生土の再使用又は再利用に当たっては、リサイクル証明書、土砂伝票（土砂搬入管理券等の発生側の運搬証明）、土砂搬入確認書（受入側の受入証明）等により、適正な処理が図られていることを確認する。</p> | <p>東京都工事標準仕様書の改定内容を踏まえて追記</p> |

| 改 定 | 現 行 | 備 考 |
|---|---|--|
| <p>計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と(11)で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>(10) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</p> <p>1. 5. 5 から 1. 5. 8 （現行のとおり）</p> <p>1. 5. 9 環境により良い自動車の利用 自動車を使用し、又は利用する場合は、次に掲げる事項によらなければならない。 (1) 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。 (2) 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。 (3) 非ガソリン車（燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又はハイブリッド自動車）又は低公害・低燃費な自動車の使用又は利用に努めること。 (4) エコドライブ等の取組により燃費削減に努め、東京都貨物輸送評価制度要綱に定める評価書の交付を受けた事業者の車両の使用又は利用に努めること。 なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示を求められた場合には、速やかに提示しなければならない。</p> <p>1. 5. 10 から 1. 5. 14 （現行のとおり）</p> <p>第6節 機器及び材料等 （現行のとおり）</p> <p>第7節 施工（現行のとおり）</p> <p>第8節 機器及び材料等 （現行のとおり）</p> <p>第9節 工事検査</p> <p>1. 9. 1 一般事項 (1) 契約書の規定に基づき、受注者が検査を請求した場合又は当局が検査の必要性があると判断した場合に、契約内容（品質、規格、性能、数量等）の履行状況を確認するために工事検査を実施する。 (2) 工事検査は、当局が別に定める「工事関係検査基準」による。 なお、工事関係検査基準は、当局のホームページ（https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/jigyosha/koji/koji_kensa）で閲覧することができる。 (3) 受注者等は、検査の項目、内容、方法等について、あらかじめ検査員及び監督員と協議する。 (4) 工事関係検査基準に基づき、当局が実施する検査は、原則として日本国内で行う。 (5) 工事検査は、検査員が行う。ただし、工事関係検査基準で監督員が検査を行うと定める材料検査については、監督員が行う。 (6) 工事検査には、現場代理人、監理技術者等及び専門の技術者が立ち会う。</p> <p>1. 9. 2 から 1. 9. 6 （現行のとおり）</p> <p>第10節 工事の完了 から （章末資料） （現行のとおり）</p> | <p>1. 5. 5 から 1. 5. 8 （略）</p> <p>1. 5. 9 環境により良い自動車の利用 自動車を使用し、又は利用させる場合は、次の事項によらなければならない。 (1) 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。 (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。 なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示を求められた場合には、速やかに提示する。</p> <p>1. 5. 10 から 1. 5. 14 （略）</p> <p>第6節 機器及び材料等 （略）</p> <p>第7節 施工 （略）</p> <p>第8節 機器及び材料等 （略）</p> <p>第9節 工事検査</p> <p>1. 9. 1 一般事項 (1) 契約書の規定に基づき、受注者が検査を請求した場合又は当局が検査の必要性があると判断した場合に、契約内容（品質、規格、性能、数量等）の履行状況を確認するために工事検査を実施する。 (2) 工事検査は、当局が別に定める「工事関係検査基準」による。 なお、工事関係検査基準は、当局のホームページ（http://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/jigyosha/koji/koji_kensa.html）で閲覧することができる。 (3) 受注者等は、検査の項目、内容、方法等について、あらかじめ検査員及び監督員と協議する。 (4) 工事関係検査基準に基づき、当局が実施する検査は、原則として日本国内で行う。 (5) 工事検査は、検査員が行う。ただし、工事関係検査基準で監督員が検査を行うと定める材料検査については、監督員が行う。 (6) 工事検査には、現場代理人、監理技術者等及び専門の技術者が立ち会う。</p> <p>1. 9. 2 から 1. 9. 6 （略）</p> <p>第10節 工事の完了 から （章末資料） （略）</p> | <p>最新の「環境により良い自動車利用の手引き」に基づき、非ガソリン車（燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又はハイブリッド自動車）等の使用等に関する努力義務項目を追加</p> <p>URLの修正</p> |

| 改 定 | 現 行 | 備 考 |
|--|---|-----|
| <p data-bbox="350 982 1056 1058">第2章 施 工 一 般</p> | <p data-bbox="1567 982 2273 1058">第2章 施 工 一 般</p> | |

| 改定 | 現行 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---|---|--------------------------|-------|-----|-----|-------------------|-----|-----|--------|----------|-----|-----|-------------------|-----|-----|--|----|------|---------------------|--|---|---|--------------------------|-------|-----|-----|-------------------|-----|-----|--------|----------|-----|-----|-------------------|-----|-----|---------------|
| <p style="text-align: center;">第2章 施工一般</p> <p>第1節 共通事項（現行のとおり）</p> <p>第2節 機器等の据付け</p> <p>2.2.1 一般事項（現行のとおり）</p> <p>2.2.2 耐震対策 機器等の据付けに係わる耐震対策は、次による。 (1)「建築設備耐震設計・施工指針2014年版（（一財）日本建築センター）」に示す耐震対策を施す。 (2)設備機器の耐震クラスと設計用水平震度は、「表2.2.1 設計用水平震度」による。</p> <p style="text-align: center;">表 2.2.1 設計用水平震度</p> <table border="1" data-bbox="172 720 1228 1031"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">対象設備</th> <th colspan="2">耐震クラス^{注4}</th> </tr> <tr> <th>S</th> <th>A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋^{注1}</td> <td rowspan="2">全ての設備</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>中間階^{注2}</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地階及び1階</td> <td>水槽類以外の設備</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>水槽類^{注3}</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 上層階 2～6階建ての場合は、最上階 7～9階建ての場合は、上層の2階 10～12階建ての場合は、上層の3階 13階建て以上の場合は、上層の4階</p> <p>(注2) 中間階 上層階、1階及び地階以外の階</p> <p>(注3) 水槽類 水槽、オイルタンク、薬品貯槽等</p> <p>(注4) 耐震クラスSは、水道施設としての重要機器及び復旧に時間を要する機器で、重要度が最も高い機器に適用する。 耐震クラスAは、一般機器及び比較的復旧に時間を要しない機器に適用する。</p> <p>(3) 表 2.2.5に示す主要設備機器及びそれに附属する補機類を設置する場合は、監督員の承諾を得た場合を除き、据付耐震強度計算書を作成し、監督員に提出する。</p> <p>2.2.3 から 2.2.8（現行のとおり）</p> <p>第3節 塗装（現行のとおり）</p> <p>第4節 溶接（現行のとおり）</p> | 区分 | 対象設備 | 耐震クラス ^{注4} | | S | A | 上層階、屋上及び塔屋 ^{注1} | 全ての設備 | 2.0 | 1.5 | 中間階 ^{注2} | 1.5 | 1.0 | 地階及び1階 | 水槽類以外の設備 | 1.0 | 0.6 | 水槽類 ^{注3} | 1.5 | 1.0 | <p style="text-align: center;">第2章 施工一般</p> <p>第1節 共通事項（略）</p> <p>第2節 機器等の据付け</p> <p>2.2.1 一般事項（略）</p> <p>2.2.2 耐震対策 機器等の据付けに係わる耐震対策は、次による。 (1)「建築設備耐震設計・施工指針2014年版（（一財）日本建築センター）」に示す耐震対策を施す。 (2)設備機器の耐震クラスと設計用水平震度は、「表2.2.1 設計用水平震度」による。</p> <p style="text-align: center;">表 2.2.1 設計用水平震度</p> <table border="1" data-bbox="1371 726 2427 1037"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">対象設備</th> <th colspan="2">耐震クラス^{注4}</th> </tr> <tr> <th>S</th> <th>A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋^{注1}</td> <td rowspan="2">全ての設備</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>中間階^{注2}</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地階及び1階</td> <td>水槽類以外の設備</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>水槽類^{注3}</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 上層階 2～6階建ての場合は、最上階 7～9階建ての場合は、上層の2階 10～12階建ての場合は、上層の3階 13階建て以上の場合は、上層の4階</p> <p>(注2) 中間階 上層階、1階及び地階以外の階</p> <p>(注3) 水槽類 水槽、オイルタンク、薬品貯槽等</p> <p>(注4) 耐震クラスSは、水道施設としての重要機器及び復旧に時間を要する機器で、重要度が最も高い機器に適用する。 耐震クラスAは、一般機器及び比較的復旧に時間を要しない機器に適用する。</p> <p>(3) 表 2.2.4に示す主要設備機器及びそれに附属する補機類を設置する場合は、監督員の承諾を得た場合を除き、据付耐震強度計算書を作成し、監督員に提出する。</p> <p>2.2.3 から 2.2.8（略）</p> <p>第3節 塗装（略）</p> <p>第4節 溶接（略）</p> | 区分 | 対象設備 | 耐震クラス ^{注4} | | S | A | 上層階、屋上及び塔屋 ^{注1} | 全ての設備 | 2.0 | 1.5 | 中間階 ^{注2} | 1.5 | 1.0 | 地階及び1階 | 水槽類以外の設備 | 1.0 | 0.6 | 水槽類 ^{注3} | 1.5 | 1.0 | <p>表番号の修正</p> |
| 区分 | | | 対象設備 | 耐震クラス ^{注4} | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | S | A | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上層階、屋上及び塔屋 ^{注1} | 全ての設備 | 2.0 | 1.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中間階 ^{注2} | | 1.5 | 1.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地階及び1階 | 水槽類以外の設備 | 1.0 | 0.6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 水槽類 ^{注3} | 1.5 | 1.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 対象設備 | 耐震クラス ^{注4} | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | S | A | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上層階、屋上及び塔屋 ^{注1} | 全ての設備 | 2.0 | 1.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中間階 ^{注2} | | 1.5 | 1.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地階及び1階 | 水槽類以外の設備 | 1.0 | 0.6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 水槽類 ^{注3} | 1.5 | 1.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 改 定 | 現 行 | 備 考 |
|---|--|-----|
| <p data-bbox="344 926 1053 1005">第4章 電気設備工事</p> | <p data-bbox="1546 936 2252 1016">第4章 電気設備工事</p> | |

| 改 定 | 現 行 | 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|----------|--|-----|-------|--|------|--|--|-------|----------|--|-----|----|------|--|----|------|----|---|---|-----|---|---|----------------|---|---|------|-----------------|---|----------|-----------------|---|------|---|---|--------|---|---|------|-----------------|---|---|------|----------|--|-----|-------|--|------|--|--|-------|----------|--|-----|----|------|--|----|------|----|---|---|-----|---|---|----------------|---|---|------|-----------------|---|----------|-----------------|---|------|---|---|--------|---|---|------|-----------------|---|---------------------------------|
| <p>第4章 電気設備工事</p> <p>第1節 共通事項（現行のとおり）</p> <p>第2節 配電盤（現行のとおり）</p> <p>第3節 変圧器</p> <p>4.3.1 から 4.3.2（略）</p> <p>4.3.3 高圧変圧器</p> <p>4.3.3.1 一般事項</p> <p>高圧変圧器は、高効率変圧器を原則とし、準用する規格は「4.3.1 一般事項」のほか、次による。 3kV級及び6kV級の高圧変圧器は、JIS C 4304「配電用6kV油入変圧器」、JIS C 4306「配電用6kVモールド変圧器」、JEM 1520「特定エネルギー消費機器準標準仕様高圧油入変圧器」及びJEM 1521「特定エネルギー消費機器準標準仕様高圧モールド変圧器」を適用する。このほか、変圧器を収納する盤の構造は、JIS C 62271-200「定格電圧1kVを超え52kV以下の金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」及び、「4.2.3.1 一般事項（1）」によるほか、「第2節 配電盤 4.2.1.1 一般構造」による。</p> <p>4.3.3.2 高圧変圧器の仕様及び標準附属品</p> <p>高圧変圧器の仕様は、「表4.3.4 高圧変圧器の仕様」による。</p> <p style="text-align: center;">表 4.3.4 高圧変圧器の仕様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">設置条件</th> <th colspan="2">屋内用又は屋外用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相 数</td> <td colspan="2">単相、三相</td> </tr> <tr> <td>一次電圧</td> <td colspan="2">(1) F3.375-R3.300-F3.225-F3.150-3.075kV (2) F6.750-R6.600-F6.450-F6.300-6.150kV</td> </tr> <tr> <td>タップ切換</td> <td colspan="2">無電圧タップ切換</td> </tr> <tr> <td>種 別</td> <td style="text-align: center;">油入</td> <td style="text-align: center;">モールド</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、高圧変圧器の標準附属品は、「表4.3.5 高圧変圧器の標準附属品」による。 本表は、高圧VVVF用の変圧器にも適用することができる。</p> <p style="text-align: center;">表 4.3.5 高圧変圧器の標準附属品</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">油入</th> <th style="text-align: center;">モールド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>銘板</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>油面計</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>ダイヤル温度計（警報接点付）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>放圧装置</td> <td style="text-align: center;">△^{注1}</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>排油弁又は排油栓</td> <td style="text-align: center;">△^{注2}</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>接地端子</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>つり上げ装置</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>固定装置</td> <td style="text-align: center;">○^{注3}</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>○印で表示したものは、標準として附属する。 なお、△印で表示したものは、変圧器の種別又は条件によって附属する。 (注1) 500kVA以上に附属する。 (注2) 150kVA以上に附属する。 (注3) 固定装置は、タンクを強固に固定するための固定金具、ボルト穴などを設ける。</p> | 設置条件 | 屋内用又は屋外用 | | 相 数 | 単相、三相 | | 一次電圧 | (1) F3.375-R3.300-F3.225-F3.150-3.075kV (2) F6.750-R6.600-F6.450-F6.300-6.150kV | | タップ切換 | 無電圧タップ切換 | | 種 別 | 油入 | モールド | | 油入 | モールド | 銘板 | ○ | ○ | 油面計 | ○ | — | ダイヤル温度計（警報接点付） | ○ | ○ | 放圧装置 | △ ^{注1} | — | 排油弁又は排油栓 | △ ^{注2} | — | 接地端子 | ○ | ○ | つり上げ装置 | ○ | ○ | 固定装置 | ○ ^{注3} | ○ | <p>第4章 電気設備工事</p> <p>第1節 共通事項（略）</p> <p>第2節 配電盤（略）</p> <p>第3節 変圧器</p> <p>4.3.1 から 4.3.2（略）</p> <p>4.3.3 高圧変圧器</p> <p>4.3.3.1 一般事項</p> <p>高圧変圧器は、高効率変圧器を原則とし、準用する規格は「4.3.1 一般事項」のほか、次による。 3kV級及び6kV級の高圧変圧器は、JIS C 4304「配電用6kV油入変圧器」、JIS C 4306「配電用6kVモールド変圧器」、JEM 1500「特定機器対応の油入変圧器における基準エネルギー消費効率」及びJEM 1501「特定機器対応のモールド変圧器における基準エネルギー消費効率」を適用する。このほか、変圧器を収納する盤の構造は、JIS C 62271-200「定格電圧1kVを超え52kV以下の金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」及び、「4.2.3.1 一般事項（1）」によるほか、「第2節 配電盤 4.2.1.1 一般構造」による。</p> <p>4.3.3.2 高圧変圧器の仕様及び標準附属品</p> <p>高圧変圧器の仕様は、「表4.3.4 高圧変圧器の仕様」による。</p> <p style="text-align: center;">表 4.3.4 高圧変圧器の仕様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">設置条件</th> <th colspan="2">屋内用又は屋外用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相 数</td> <td colspan="2">単相、三相</td> </tr> <tr> <td>一次電圧</td> <td colspan="2">(1) F3.375-R3.300-F3.225-F3.150-3.075kV (2) F6.750-R6.600-F6.450-F6.300-6.150kV</td> </tr> <tr> <td>タップ切換</td> <td colspan="2">無電圧タップ切換</td> </tr> <tr> <td>種 別</td> <td style="text-align: center;">油入</td> <td style="text-align: center;">モールド</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、高圧変圧器の標準附属品は、「表4.3.5 高圧変圧器の標準附属品」による。 本表は、高圧VVVF用の変圧器にも適用することができる。</p> <p style="text-align: center;">表 4.3.5 高圧変圧器の標準附属品</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">油入</th> <th style="text-align: center;">モールド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>銘板</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>油面計</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>ダイヤル温度計（警報接点付）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>放圧装置</td> <td style="text-align: center;">△^{注1}</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>排油弁又は排油栓</td> <td style="text-align: center;">△^{注2}</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>接地端子</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>つり上げ装置</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>固定装置</td> <td style="text-align: center;">○^{注3}</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>○印で表示したものは、標準として附属する。 なお、△印で表示したものは、変圧器の種別又は条件によって附属する。 (注1) 500kVA以上に附属する。 (注2) 150kVA以上に附属する。 (注3) 固定装置は、タンクを強固に固定するための固定金具、ボルト穴などを設ける。</p> | 設置条件 | 屋内用又は屋外用 | | 相 数 | 単相、三相 | | 一次電圧 | (1) F3.375-R3.300-F3.225-F3.150-3.075kV (2) F6.750-R6.600-F6.450-F6.300-6.150kV | | タップ切換 | 無電圧タップ切換 | | 種 別 | 油入 | モールド | | 油入 | モールド | 銘板 | ○ | ○ | 油面計 | ○ | — | ダイヤル温度計（警報接点付） | ○ | ○ | 放圧装置 | △ ^{注1} | — | 排油弁又は排油栓 | △ ^{注2} | — | 接地端子 | ○ | ○ | つり上げ装置 | ○ | ○ | 固定装置 | ○ ^{注3} | ○ | <p>トップランナー変圧器第三次判断基準への移行のため</p> |
| 設置条件 | 屋内用又は屋外用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 相 数 | 単相、三相 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一次電圧 | (1) F3.375-R3.300-F3.225-F3.150-3.075kV (2) F6.750-R6.600-F6.450-F6.300-6.150kV | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| タップ切換 | 無電圧タップ切換 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種 別 | 油入 | モールド | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 油入 | モールド | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 銘板 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 油面計 | ○ | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ダイヤル温度計（警報接点付） | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 放圧装置 | △ ^{注1} | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 排油弁又は排油栓 | △ ^{注2} | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 接地端子 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| つり上げ装置 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定装置 | ○ ^{注3} | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設置条件 | 屋内用又は屋外用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 相 数 | 単相、三相 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一次電圧 | (1) F3.375-R3.300-F3.225-F3.150-3.075kV (2) F6.750-R6.600-F6.450-F6.300-6.150kV | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| タップ切換 | 無電圧タップ切換 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種 別 | 油入 | モールド | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 油入 | モールド | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 銘板 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 油面計 | ○ | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ダイヤル温度計（警報接点付） | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 放圧装置 | △ ^{注1} | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 排油弁又は排油栓 | △ ^{注2} | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 接地端子 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| つり上げ装置 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定装置 | ○ ^{注3} | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第4章 電気設備工事（令和8年4月一部改定）

| 改定 | 現行 | 備考 |
|--------------------------|---------------------|----|
| 第4節 特殊電源設備（現行のとおり） | 第4節 特殊電源設備（略） | |
| 第5節 非常用発電設備（現行のとおり） | 第5節 非常用発電設備（略） | |
| 第6節 監視制御設備（現行のとおり） | 第6節 監視制御設備（略） | |
| 第7節 電動機設備（現行のとおり） | 第7節 電動機設備（略） | |
| 第8節 工業計器（現行のとおり） | 第8節 工業計器（略） | |
| 第9節 立坑設備（現行のとおり） | 第9節 立坑設備（略） | |
| 第10節 配水本管テレメータ設備（現行のとおり） | 第10節 配水本管テレメータ設備（略） | |
| 第11節 自動水質計器設備（現行のとおり） | 第11節 自動水質計器設備（略） | |
| 第12節 配線（現行のとおり） | 第12節 配線（略） | |
| 第13節 接地工事（現行のとおり） | 第13節 接地工事（略） | |

改定

現行

備考

附 則

附 則

| 改定 | 現行 | 備考 |
|---|---|----|
| <p>附則-1 施工計画書記載要領</p> <p>施工計画書の記載に当たって（現行のとおり）</p> <p>1 工事概要 から 3 施工技術計画（現行のとおり）</p> <p>4 安全衛生管理計画</p> <p>（1）安全衛生方針</p> <p>（2）安全衛生目標</p> <p>（3）安全衛生管理</p> <p>自主的な安全衛生活動を継続的に促進するため、労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成11年労働省告示第53号）を参考に、安全衛生管理の仕組みを確立する。</p> <p>ア 安全衛生管理体制</p> <p>労働災害の防止するため、労働安全衛生法に基づき、統括安全衛生責任者の選任等の労働災害防止の体制について記載する。</p> <p>イ 危険又は有害要因の除去又は低減</p> <p>危険又は有害要因を除去又は低減するための実施事項について記載する。</p> <p>ウ 標準仕様書及びその他の要求実施事項</p> <p>（ア）安全点検方法</p> <p>作業器具、仮設足場等のチェックリストによる点検について記載する。</p> <p>（イ）統括安全衛生責任者</p> <p>統括安全衛生責任者に指名された場合の労働災害の防止方法について記載する。</p> <p>（ウ）作業員への定期的な安全教育の実施方法</p> <p>当該工事の内容に応じた次に掲げる安全教育、訓練等の具体的な方法について記載する。</p> <p>a ビデオ等視覚資料による安全教育</p> <p>b 当該工事内容等の周知徹底</p> <p>c 当該工事現場で予想される災害対策訓練</p> <p>d 当該工事現場で予想される事故対策</p> <p>（エ）安全衛生行動について監督員に報告する方法</p> <p>（オ）危険物、毒物及び劇物の管理方法</p> <p>化学物質安全データシート（MSDS）を添付し、管理方法について記載する。</p> <p>（カ）標識等の設置方法</p> <p>a 労災保険関係の成立を表す標識</p> <p>b 建設業の許可を受けたことを表す標識</p> <p>c 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識</p> <p>d 消防法等による標識設置方法</p> <p>e 安全表示及び警告ラベルの設置方法</p> <p>（キ）酸素欠乏症、有害ガス等に対する対策</p> <p>作業環境測定記録方法について記載する。</p> <p>（ク）爆発及び火災の防止</p> <p>爆発及び火災の防止方法について記載する。</p> <p>a 火気取扱責任者</p> <p>b 火災予防上の有効な措置方法</p> <p>c 作業員への注意喚起と指導方法</p> <p>d 爆発物、危険物等の保管方法</p> <p>e 関係官公署の手続方法</p> <p>（ケ）毒性ガス等による中毒及び火傷事故防止対策</p> <p>（コ）有機溶剤中毒の防止対策</p> <p>（サ）感電事故防止対策</p> <p>（シ）墜落及び転落防止対策</p> <p>転落事故防止対策を施す場所及び作業内容を示し、その内容を図を用いて記載する。</p> | <p>附則-1 施工計画書記載要領</p> <p>施工計画書の記載に当たって（略）</p> <p>1 工事概要 から 3 施工技術計画（略）</p> <p>4 安全衛生管理計画</p> <p>（1）安全衛生方針</p> <p>（2）安全衛生目標</p> <p>（3）安全衛生管理</p> <p>自主的な安全衛生活動を継続的に促進するため、労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成11年労働省告示第53号）を参考に、安全衛生管理の仕組みを確立する。</p> <p>ア 安全衛生管理体制</p> <p>労働災害の防止するため、労働安全衛生法に基づき、統括安全衛生責任者の選任等の労働災害防止の体制について記載する。</p> <p>イ 危険又は有害要因の除去又は低減</p> <p>危険又は有害要因を除去又は低減するための実施事項について記載する。</p> <p>ウ 標準仕様書及びその他の要求実施事項</p> <p>（ア）安全点検方法</p> <p>作業器具、仮設足場等のチェックリストによる点検について記載する。</p> <p>（イ）統括安全衛生責任者</p> <p>統括安全衛生責任者に指名された場合の労働災害の防止方法について記載する。</p> <p>（ウ）作業員への定期的な安全教育の実施方法</p> <p>当該工事の内容に応じた次に掲げる安全教育、訓練等の具体的な方法について記載する。</p> <p>a ビデオ等視覚資料による安全教育</p> <p>b 当該工事内容等の周知徹底</p> <p>c 当該工事現場で予想される災害対策訓練</p> <p>d 当該工事現場で予想される事故対策</p> <p>（エ）安全衛生行動について監督員に報告する方法</p> <p>（オ）危険物、毒物及び劇物の管理方法</p> <p>化学物質安全データシート（MSDS）を添付し、管理方法について記載する。</p> <p>（カ）標識等の設置方法</p> <p>a 労災保険関係の成立を表す標識</p> <p>b 建設業の許可を受けたことを表す標識</p> <p>c 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識</p> <p>d 消防法等による標識設置方法</p> <p>e 安全表示及び警告ラベルの設置方法</p> <p>（キ）酸素欠乏症、有害ガス等に対する対策</p> <p>作業環境測定記録方法について記載する。</p> <p>（ク）爆発及び火災の防止</p> <p>爆発及び火災の防止方法について記載する。</p> <p>a 火気取扱責任者</p> <p>b 火災予防上の有効な措置方法</p> <p>c 作業員への注意喚起と指導方法</p> <p>d 爆発物、危険物等の保管方法</p> <p>e 関係官公署の手続方法</p> <p>（ケ）毒性ガス等による中毒及び火傷事故防止対策</p> <p>（コ）有機溶剤中毒の防止対策</p> <p>（サ）感電事故防止対策</p> <p>（シ）墜落及び転落防止対策</p> <p>転落事故防止対策を施す場所及び作業内容を示し、その内容を図を用いて記載する。</p> | |

附則-1 施工計画書記載要領（令和8年4月一部改定）

| 改定 | 現行 | 備考 |
|--|---|---|
| <p>作業床・安全柵、安全ネット等の設置、墜落制止用器具使用の義務付け、昇降用仮設階段の設置、はしごへの背かご、踊り場の設置等の対策措置等</p> <p>(ス) 工具等落下防止対策</p> <p> a 安全保護具の装着方法</p> <p> b 保安設備や危険防止設備の設置方法</p> <p> c 工具等落下防止措置</p> <p>(セ) 安全用具使用の徹底</p> <p>(ソ) 危険な作業場所、設備等に対する安全対策 防護柵等の設置について記載する。</p> <p>(タ) 照明保安灯の設置</p> <p>(チ) 誘導員の配置</p> <p>(ツ) 立ち入り禁止措置</p> <p>(テ) 建設機械等による災害防止対策</p> <p>(ト) 歩道及び点検通路の確保 標示板、保安柵、カラーコーン、照明及び通路幅の確保について記載する。</p> <p>(ナ) 第三者に対する安全対策 道路及び作業現場の清掃並びに工事用車両の交通安全対策について記載する。</p> <p>(ニ) 交通安全管理</p> <p>(ヌ) 保安施設設置要領 作業現場、歩車道、道路幅員及び交差点別に記載する。</p> <p>(ネ) 危険作業に対する安全衛生責任者の立会い</p> <p>(ノ) 安全管理対策会議及び安全パトロール</p> <p>(ハ) 作業前ミーティングの徹底 当日の作業内容と安全注意事項の伝達、各作業工種ごとの危険予知活動、準備体操、体調確認等について記載する。</p> <p>(ヒ) 水道水への異物及び毒物の混入防止対策</p> <p>(フ) 作業間の連絡及び調整方法 各作業現場間の作業前及び作業中の指示、連絡及び報告の方法について記載する。</p> <p>(ヘ) 熱中症対策</p> <p>(4) 労働者意見の聴取及び反映方法</p> <p>(5) 緊急保安体制</p> <p> ア 社内緊急連絡図</p> <p> イ 緊急連絡通報図 社内緊急連絡図及び緊急連絡通報図をまとめて記載が可能とする。</p> <p>(6) 緊急事態の対応</p> <p>(7) 文書管理</p> <p>(8) 日常的な点検、改善等</p> <p>(9) 記録 記録の保管管理について記載する。</p> <p>(10) 南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う緊急時対策計画</p> <p> ア 工事箇所及び資機材の点検 工事箇所及び資機材、危険物の総点検の実施方法について記載する。</p> <p> イ 公衆対策 保安柵の強化、安全灯、発電機の準備、誘導員の配置等について記載する。</p> <p> ウ 危険物の処置 可燃物、爆発物の格納撤去等について記載する。</p> <p> エ 開口部の応急対策及び仮設物の補強 開口部の閉鎖、段差の解消、埋戻し及び覆工、山留等仮設物の補強等について記載する。</p> <p> オ 資機材の整理及び撤去 現場内の資機材の片付け及びやぐら、杭打機等について記載する。</p> <p> カ その他 地震発生後の被害状況の調査及び記録並びに被害状況の所管事務所への報告について記載する。</p> | <p>作業床・安全柵、安全ネット等の設置、墜落制止用器具使用の義務付け、昇降用仮設階段の設置、はしごへの背かご、踊り場の設置等の対策措置等</p> <p>(ス) 工具等落下防止対策</p> <p> a 安全保護具の装着方法</p> <p> b 保安設備や危険防止設備の設置方法</p> <p> c 工具等落下防止措置</p> <p>(セ) 安全用具使用の徹底</p> <p>(ソ) 危険な作業場所、設備等に対する安全対策 防護柵等の設置について記載する。</p> <p>(タ) 照明保安灯の設置</p> <p>(チ) 誘導員の配置</p> <p>(ツ) 立ち入り禁止措置</p> <p>(テ) 建設機械等による災害防止対策</p> <p>(ト) 歩道及び点検通路の確保 標示板、保安柵、カラーコーン、照明及び通路幅の確保について記載する。</p> <p>(ナ) 第三者に対する安全対策 道路及び作業現場の清掃並びに工事用車両の交通安全対策について記載する。</p> <p>(ニ) 交通安全管理</p> <p>(ヌ) 保安施設設置要領 作業現場、歩車道、道路幅員及び交差点別に記載する。</p> <p>(ネ) 危険作業に対する安全衛生責任者の立会い</p> <p>(ノ) 安全管理対策会議及び安全パトロール</p> <p>(ハ) 作業前ミーティングの徹底 当日の作業内容と安全注意事項の伝達、各作業工種ごとの危険予知活動、準備体操、体調確認等について記載する。</p> <p>(ヒ) 水道水への異物及び毒物の混入防止対策</p> <p>(フ) 作業間の連絡及び調整方法 各作業現場間の作業前及び作業中の指示、連絡及び報告の方法について記載する。</p> <p>(4) 労働者意見の聴取及び反映方法</p> <p>(5) 緊急保安体制</p> <p> ア 社内緊急連絡図</p> <p> イ 緊急連絡通報図 社内緊急連絡図及び緊急連絡通報図をまとめて記載が可能とする。</p> <p>(6) 緊急事態の対応</p> <p>(7) 文書管理</p> <p>(8) 日常的な点検、改善等</p> <p>(9) 記録 記録の保管管理について記載する。</p> <p>(10) 地震警戒宣言に伴う緊急時対策計画</p> <p> ア 工事箇所及び資機材 工事箇所及び資機材、危険物の総点検の実施方法について記載する。</p> <p> イ 公衆対策 保安柵の強化、安全灯、発電機の準備、誘導員の配置等について記載する。</p> <p> ウ 危険物の処置 可燃物、爆発物の格納撤去等について記載する。</p> <p> エ 開口部の応急対策及び仮設物の補強 開口部の閉鎖、段差の解消、埋戻し及び覆工、山留等仮設物の補強等について記載する。</p> <p> オ 資機材の整理及び撤去 現場内の資機材の片付け及びやぐら、杭打機等について記載する。</p> <p> カ その他 地震発生後の被害状況の調査及び記録並びに被害状況の所管事務所への報告について記載する。</p> | <p>項目の追加</p> <p>「地震警戒宣言」から「南海トラフ地震臨時情報」に移行のため</p> |

| 改 定 | 現 行 | 備 考 |
|-------------------------------------|--------------------------------|-----|
| <p>5 環境対策計画 から 6 計画書履歴 （現行のとおり）</p> | <p>5 環境対策計画 から 6 計画書履歴 （略）</p> | |

| 改 定 | 現 行 | 備 考 |
|--|---|----------------|
| <p>附則－２ 工事記録写真撮影要綱</p> <p>１ 目的 から ５ 整理・編集 （現行のとおり）</p> <p>６ デジタル工事写真の黒板情報電子化</p> <p>（１）実施方法</p> <p>デジタル工事写真の黒板情報電子化（以下「電子黒板」という。）を実施する場合、監督員の承諾を得た上で、電子黒板対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。</p> <p>（２）対象機器の導入</p> <p>受注者等は、電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）について、「図－１ 撮影表示板（例）」に示す項目（工事件名、撮影年月日等）の電子的記入ができ、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」に記載している技術を使用することとする。</p> <p>なお、監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示すること。</p> <p>使用機器の事例として、「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、ここからの選定に限定するものではない。</p> <p>また、高温多湿又は粉じん等の現場条件の環境により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</p> <p>「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」 URL https://www.cryptrec.go.jp/list.html</p> <p>「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」 URL https://www.jcomsia.org/kokuban/</p> <p>７ 工事記録写真の提出</p> <p>（１）写真帳による提出</p> <p>ア 工事の進行に合わせて、写真帳を整理し、必要に応じて監督員が提出を求めた場合は、速やかに提出する。</p> <p>イ 工事が完成したときは、ネガ等及び写真帳を監督員に提出する。</p> <p>（２）電子媒体による提出</p> <p>ア 工事の進行に併せて整理し、必要に応じて監督員が提出を求めた場合は、電子媒体で速やかに提出する。</p> <p>イ 工事が完成したときは、電子媒体を監督員に２部提出する。</p> <p>ウ 電子媒体本体及びケースには、(3)で記載する内容について、容易に消えない方法でラベルを貼るか又は直接記入して提出する（図－３参照）。</p> <p>エ 提出する電子媒体には、閲覧できるソフトを添付する（5(2)イ 写真閲覧ソフト参照）。</p> <p>オ 電子媒体で提出した工事の完成検査等において、検査員又は監督員が必要と認めるときは、カラー印刷して提出する（カラープリンタを使用する場合は、フルカラー600dpi 以上、インク・用紙等は通常の保存条件の下で 3 年程度、顕著な劣化が生じないものとする。用紙は、カラー印刷専用紙又は同等以上を使用する。）。</p> <p>カ 電子黒板を用いた写真（以下「電子黒板写真」という。）の納品については、納品時に一般社団法人施工管理ソフトウェア産業協会が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）</p> | <p>附則－２ 工事記録写真撮影要綱</p> <p>１ 目的 から ５ 整理・編集 （略）</p> <p>６ デジタル工事写真の黒板情報電子化</p> <p>（１）実施方法</p> <p>デジタル工事写真の黒板情報電子化（以下「電子黒板」という。）を実施する場合、監督員の承諾を得た上で、電子黒板対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。</p> <p>（２）対象機器の導入</p> <p>受注者等は、電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）について、「図－１ 撮影表示板（例）」に示す項目（工事件名、撮影年月日等）の電子的記入ができ、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」に記載している技術を使用することとする。</p> <p>なお、監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示すること。</p> <p>使用機器の事例として、「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、ここからの選定に限定するものではない。</p> <p>また、高温多湿又は粉じん等の現場条件の環境により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</p> <p>「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」 URL http://www.cryptrec.go.jp/list.html</p> <p>「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」 URL https://www.jcomsia.org/kokuban/</p> <p>７ 工事記録写真の提出</p> <p>（１）写真帳による提出</p> <p>ア 工事の進行に合わせて、写真帳を整理し、必要に応じて監督員が提出を求めた場合は、速やかに提出する。</p> <p>イ 工事が完成したときは、ネガ等及び写真帳を監督員に提出する。</p> <p>（２）電子媒体による提出</p> <p>ア 工事の進行に併せて整理し、必要に応じて監督員が提出を求めた場合は、電子媒体で速やかに提出する。</p> <p>イ 工事が完成したときは、電子媒体を監督員に２部提出する。</p> <p>ウ 電子媒体本体及びケースには、(3)で記載する内容について、容易に消えない方法でラベルを貼るか又は直接記入して提出する（図－３参照）。</p> <p>エ 提出する電子媒体には、閲覧できるソフトを添付する（5(2)イ 写真閲覧ソフト参照）。</p> <p>オ 電子媒体で提出した工事の完成検査等において、検査員又は監督員が必要と認めるときは、カラー印刷して提出する（カラープリンタを使用する場合は、フルカラー600dpi 以上、インク・用紙等は通常の保存条件の下で 3 年程度、顕著な劣化が生じないものとする。用紙は、カラー印刷専用紙又は同等以上を使用する。）。</p> <p>カ 電子黒板を用いた写真（以下「電子黒板写真」という。）の納品については、納品時に一般社団法人施工管理ソフトウェア産業協会が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）</p> | <p>URL の修正</p> |

| 改 定 | 現 行 | 備 考 |
|---|---|----------------|
| <p>等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に提出するものとする。 なお、提出された信憑性確認の結果を監督員が確認することがある。 「一般社団法人施工管理ソフトウェア産業協会が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）」 URL https://www.jcomsia.org/kokuban/</p> <p>キ 電子媒体提出前に、次の項目に従い、全ファイルのウイルスチェックを行うものとする。 (ア) 受注者は、納品すべき最終成果物が完成した時点で、ウイルスチェックを行う。 (イ) ウィルス対策ソフトは、特に指定は行わないが、国内シェアの高いものを利用する。 (ウ) 最新のウィルスも検出できるように、ウィルス定義は常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用する。 (エ) 納品する電子媒体のラベルに、ウイルスチェックに関する情報として次のことを記載する。 a 使用したウイルス対策ソフト名 b ウィルス定義（パターンファイル）年月日又はパターンファイル名 c チェック年月日</p> <p>(3) 電子媒体（CD-R 等）で提出する場合のラベルフォーマットについては、次の情報を表記する。 (図－4 参照)</p> <p>ア CD-R による提出の場合には、これらの情報を CD-R に直接書き込むか、プリンタブル CD-R を使用した直接印字を行うか、又は専用のラベルを専用の貼付用器具で確実に貼り付けるものとする。 (ア) 工事件名 (イ) 工事番号 (ウ) 契約番号 (エ) 契約年月日 (オ) 工 期 (カ) 施工担当部所名 (キ) 受注者名 (ク) 当該枚数／総枚数 (ケ) 作成年月日 (コ) ウィルスチェックに関する情報（(2)参照）</p> <p>イ ケースラベルには、次の情報を横書きで記載する。 (ア) 工事件名 (イ) 作成年月日</p> | <p>等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に提出するものとする。 なお、提出された信憑性確認の結果を監督員が確認することがある。 「一般社団法人施工管理ソフトウェア産業協会が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）」 URL http://www.jcomsia.org/kokuban/</p> <p>キ 電子媒体提出前に、次の項目に従い、全ファイルのウイルスチェックを行うものとする。 (ア) 受注者は、納品すべき最終成果物が完成した時点で、ウイルスチェックを行う。 (イ) ウィルス対策ソフトは、特に指定は行わないが、国内シェアの高いものを利用する。 (ウ) 最新のウィルスも検出できるように、ウィルス定義は常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用する。 (エ) 納品する電子媒体のラベルに、ウイルスチェックに関する情報として次のことを記載する。 a 使用したウイルス対策ソフト名 b ウィルス定義（パターンファイル）年月日又はパターンファイル名 c チェック年月日</p> <p>(3) 電子媒体（CD-R 等）で提出する場合のラベルフォーマットについては、次の情報を表記する。 (図－4 参照)</p> <p>ア CD-R による提出の場合には、これらの情報を CD-R に直接書き込むか、プリンタブル CD-R を使用した直接印字を行うか、又は専用のラベルを専用の貼付用器具で確実に貼り付けるものとする。 (ア) 工事件名 (イ) 工事番号 (ウ) 契約番号 (エ) 契約年月日 (オ) 工 期 (カ) 施工担当部所名 (キ) 受注者名 (ク) 当該枚数／総枚数 (ケ) 作成年月日 (コ) ウィルスチェックに関する情報（(2)参照）</p> <p>イ ケースラベルには、次の情報を横書きで記載する。 (ア) 工事件名 (イ) 作成年月日</p> | <p>URL の修正</p> |